

浦安市ふるさと納税推進事業業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和 7 年 5 月 9 日

浦安市 市民経済部 商工観光課

1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、本市のふるさと納税制度の返礼品を通じて、本市の魅力発信をはじめ、地場産業の振興や観光推進等の地域活性化に寄与するため、「浦安市ふるさと納税推進事業業務委託」の優先契約候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2. 概要

(1) 件名

浦安市ふるさと納税推進事業業務委託

(2) 業務内容

「浦安市ふるさと納税推進事業業務委託仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで（長期継続契約）

令和7年10月1日から円滑に運用開始できるよう前事業者からの引継ぎ等、準備を行うこと。

(4) 委託上限額（消費税及び地方消費税含む。）

履行期間の全期間（3年分長期継続契約）における寄附総額を4,900,000,000円と仮定し算出することとする。

ア 業務委託費：寄附金額の6%（消費税及び地方消費税相当額を除く）を上限とする。

イ 返礼品調達費および返礼品送料：実費

ウ その他必要経費：実費

（参考）年度別寄附見込額

令和7年度（10月以降）：1,200,000,000円

令和8年度：1,600,000,000円

令和9年度：1,700,000,000円

令和10年度（9月末まで）：400,000,000円

(5) 履行場所

浦安市 商工観光課が指定する場所

(6) 事務局

浦安市 市民経済部 商工観光課 産業支援係

TEL:047-712-6297（直通）

FAX:047-351-8600

E-mail:furusatonouzei@city.urayasu.lg.jp

3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。
- (2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。
なお、申請時に登録がない場合は、速やかに登録を行うことで参加を認める。
- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 情報セキュリティ、個人情報保護に関する第三者認証である ISO27001（ISMS 認証）及びプライバシーマークを取得していること。なお、主たる業務を行う事業所等が取得している場合も可とする。
- (9) 令和 5 年度において本プロポーザルと同種業務を一括して受託し、また、同年度の寄附受入額が 1 自治体あたり 12 億円以上の実績を有している自治体を複数有していること。なお、主たる業務を行う事業所等の実績も可とする。
- (10) 支払金額は「2. 概要、(4)」で定めた各会計年度における限度額内であること。ただし寄附受入額や寄附件数の増大に伴う場合はこの限りではない。

4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和7年5月9日（金）
質問の締切	令和7年5月16日（金）午後5時
質問への回答	令和7年5月30日（金）
応募（応募書類（提案書を含む）の提出）締切	令和7年6月13日（金）午後5時
（第1次審査）	
結果の通知	令和7年6月27日（金）予定
（第2次審査）	
ヒアリング実施	令和7年7月18日（金）予定
審査結果の公表	令和7年7月下旬予定
契約協議・締結	令和7年7月下旬予定

5. 応募手続

(1) 浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和7年5月9日（金）から令和7年6月13日（金）午後5時までとする。

(2) 質問の受付と回答

- ア 質問事項は、「浦安市ふるさと納税推進事業業務委託 公募型プロポーザル応募様式集」の質問書（様式1）に必要事項を記入し、「2. 概要、(6)」で示したメールアドレスにEメールで提出する。提出の際には、メールの件名を「浦安市ふるさと納税推進事業業務委託【質問事項】」とすること。なお、質問の提出後、事務局に電話にて着信確認を行うものとする。
- イ 質問の受付期間は、令和7年5月9日（金）から令和7年5月16日（金）午後5時までとする。
- ウ 質問に対する回答は、令和7年5月30日（金）から浦安市ホームページで公表する。

(3) 応募書類（提案書を含む）の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、様式を指定しているものについては応募様式集に従うものとする。

- ア 受付期間
令和7年5月30日（金）から令和7年6月13日（金）（土日を除く）
- イ 受付時間
午前9時から午後5時（正午～午後1時を除く）

ウ 提出先

浦安市 市民経済部 商工観光課 産業支援係

エ 提出方法

浦安市ホームページから応募書類を入手し、必要図書を整え直接持参すること。

また、電子データも併せて提出すること。ファイル形式については、Adobe 社の PDF とし、「2. 概要 (6)」で示したメールアドレスにEメールで提出し、提出後に事務局に電話にて着信確認を行うものとする。書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 応募書類

応募書類及び部数については、以下のとおりとする。なお、全て日本工業規格による A 4 サイズ (A 3 サイズの場合は、折込みとする。) 長辺左綴じとし、書類名がわかるように右端上部から順にインデックスを添付し提出すること。

(ア)公募型プロポーザル参加申込書 (様式 2)

(イ)会社概要書 (様式 3)

(ウ)誓約書 (様式 4)

(エ)類似業務実績書 (様式 5)

(オ)商業・法人登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)

当該証明書については、本件契約に係る申請書等を提出する日において、発行後 3 か月を経過していないもので、原本又は写しのいずれかを提出すること。

(カ)直近 1 か年の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 (納税証明書その 3 (納税証明書その 3 の 3 でも可、参加申込書の提出日から 3 か月以内のもの。写しでも可))

(キ)直近 1 か年の本店所在地の市町村が発行する市町村税の完納証明書 (未納の税額がないことの証明。参加申込書の提出日から 3 か月以内のもの。写しでも可。)

ただし、本店所在地が東京 23 区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税及び固定資産税・都市計画税の納税証明書とする。

(ク)3 (8) 「情報セキュリティ、個人情報保護に関する第三者認証である ISO27001 (ISMS 認証) 及びプライバシーマークの取得」を証する資料

※なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

カ 提案書類

提案書類については、できる限り簡素なもので、原則日本工業規格A4サイズ（A3サイズの場合は、折込みとする。）とし、表紙及び背表紙（各任意様式）を除き20ページ以内で長辺左綴じとし（ファイル可）、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、7部（正本1部、副本6部）提出すること。

（ア）提案書

以下の項目について記載すること

○企画書

a 業務履行体制について

- （a）寄附者からの問合せ・苦情等への対応マニュアル及び研修の実施状況
- （b）返礼品提供事業者へのサポート内容
- （c）寄附金受領証明書、御礼状、ワンストップ特例申請書の送付等にかかる事務フロー及びスケジュール
- （d）個人情報及び寄附情報の漏えい防止のための対策とその運用、不測の事態が生じた場合の対応方策・情報セキュリティ関連認証の取得状況
- （e）事務の効率化に資する方策
- （f）大規模災害時の事業継続性及び寄附者データバックアップ（サーバーダウン時の対応）に関する方策
- （g）本市からの業務委託料入金前における返礼品提供事業者への支払能力の有無
- （h）返礼品の画像、著作権・肖像権の契約等の管理体制

b 広報・プロモーション戦略について

- （a）本市の強みを分析し、市及び返礼品の魅力を効果的に発信する企画提案及び実施
- （b）当該事業を活用した、地場産業の振興や観光推進等の地域活性化への効果

c 返礼品の提案について

- （a）本市の特性を生かし、魅力発信や更なる寄附受入金額の獲得に向けた効果的な返礼品の提案

○ 業務実施体制図（A4版、左綴、両面2ページ以内）

統括責任者、各種業務担当等の配置やコールセンターなど人員が分かるようにすること。

○ スケジュール（各年度ごとにそれぞれA4版、左綴、両面2ページ以内）

契約締結後、業務の開始のための準備業務から令和10年9月30日まで

○ 見積書

- ・見積額については、本実施要領2(4)記載の委託上限額を超えないこと。

- ・各経費を記載する際、各項目が課税対象、非課税対象を明記し、税抜きで記載するとともに、算出する際に単価や料率を乗じた場合、使用した単価や委託料率を記載すること。また、履行期間の令和7年10月1日から令和10年9月30日までの見積書を会計年度ごとに作成し提出すること。
- ・本プロポーザル実施後、関係省庁等の通知等に伴う本件業務にかかる委託料の変更等については、本市と受託事業者間で協議のうえ決定することとする。
- ・見積書に記載する項目については、次の内容を含んだものとする。

a 業務委託料

以下の業務に関する委託料であり、本市が受け付けた寄附金額の6%（消費税及び地方消費税相当額を除く）を上限とする。

- (a) ふるさと納税ポータルサイトへの掲載、更新業務
- (b) ふるさと納税に関する一括管理システムの提供
- (c) 寄附申込受付業務
- (d) 申込書・振込票の送付業務
- (e) 寄附者及び返礼品取扱事業者等に対応するコールセンターの設置
- (f) お礼状の作成・送付業務
- (g) 寄附金受領証明書の作成・送付業務
- (h) 様式55号の5送付業務
- (i) ふるさと納税推進事業に関する企画・提案・交渉
- (j) 受託事業者が実施するPR業務
- (k) 返礼品提供事業者からの請求内容の精査・精算

6. 審査の手続き

(1) 第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

※これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする。

(2) 第2次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書類及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

(3) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和7年7月18日（金）に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内及び質疑応答10分程度の30分程度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

7. 提出書類の取り扱い

(1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。

(2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。

(3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

8. 留意事項

(1) 遵守事項

委託業務を遂行するにあたっては、本市条例、規則及び関係法令等を遵守する。

(2) その他

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

別表 1

第 1 次審査の評価基準

評 価 項 目	判 断 基 準	配 点
経営規模及び信頼性	会社の規模及び財務経営状況等から、本業務の履行能力が十分であるかを評価する。	10
個人情報保護又は情報セキュリティ	第三者認証の取得状況を確認し、業務遂行における個人情報保護又は情報セキュリティ対策に十分な信頼性のある事業者であるかを評価する。	10
類似業務実績	同種の業務を一括して受託する自治体及び令和 5 年度寄附受入額の実績を評価する。	25
提案価格	提案内容に対する金額の妥当性について評価する。	5
合 計		50

別表 2

第 2 次審査の評価基準

大 分 類	評 価 項 目	判 断 基 準	配 点
業務遂行の体制 (配点 30 点)	法令遵守	・ 法令等を遵守し、適正かつ安定的に業務を実施できる体制であるか。	5
	実施体制	・ 豊富な業務経験のある担当者を配置し、本市との密な連携や情報共有を図ることができる体制であるか。	5
	寄附者対応	・ 寄附の受付や問合せ、寄附金受領証明書等の発行、苦情、緊急時の対応等に迅速かつ適切に対応できる体制が整っているか。	10
	関係事業者との連携	・ 返礼品やポータルサイト、その他、本業務に関連する事業者との調整やトラブルを含む対応を円滑に行う体制が整っているか。	10
具体的な業務内容 (配点 40 点)	魅力的な返礼品の企画	・ 本市の特性を生かした魅力的な返礼品の企画が提案できるか。	20
	ポータルサイトでの魅力発信	・ ポータルサイトを活用した効果的なプロモーションが提案できるか。	10
	効果的な情報発信	・ 戦略的かつ効果的な情報発信の方法が提案できるか。	10
その他 (配点 30 点)	寄附目標額等の妥当性	・ 提案する寄附目標金額に十分な説得力があり、明確な戦略や方針が示されているか。	15
	実績分析	・ 寄附受入状況、市場の動向や取組の効果等、適切な分析ができるか。	15
合計点数			100